

男鹿市条例第 18 号

男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例

男鹿市ガス供給条例（平成 17 年男鹿市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～4 （略） （電気・ガス料金負担軽減支援事業によるガス料金算定の特例） 5 令和 7 年 2 月から令和 7 年 4 月まで、令和 7 年 8 月から令和 7 年 10 月まで、<u>令和 8 年 2 月から令和 8 年 4 月まで及び令和 8 年 8 月から令和 8 年 10 月まで</u>に検針を実施するガス料金については、次の各号に定めるところにより算定する。 (1)～(6) （略） <u>(7) 令和 8 年 8 月分の調整単位料金が適用される検針及び令和 8 年 10 月分の調整単位料金が適用となる検針に係る使用料金については、第 29 条の規定にも基づき算定した調整単位料金から 12.73 円を減じた額を、当該期間中、料金算定に係る調整単位料金として適用する。</u> <u>(8) 令和 8 年 9 月分の調整単位料金が適用となる検針に係る使用料金については、第 29 条の規定に基づき算定した調整単位料金から 16.37 円を減じた額を、料金算定に係る調整単位料金として適用する。</u>	附 則 1～4 （略） （電気・ガス料金負担軽減支援事業によるガス料金算定の特例） 5 令和 7 年 2 月から令和 7 年 4 月まで、令和 7 年 8 月から令和 7 年 10 月まで<u>及び令和 8 年 2 月から令和 8 年 4 月まで</u>に検針を実施するガス料金については、次の各号に定めるところにより算定する。 (1)～(6) （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。